

大 個 審 第 2 3 号
(答 申 第 3 3 9 号)
令 和 元 年 7 月 2 9 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 柳 井 健 一

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

令和元年7月26日付け戦事第1237号で諮問のありました「10歳若返り実践モデル事業の実施に係る個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項について、審議の結果、その収集する要配慮個人情報が事業の目的を達成するために必要不可欠と認められることから、下記事項に留意の上、例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

なお、本件諮問の遅滞の経緯をみると、実施機関においては、個人情報保護の重要性を十分に認識していないと言わざるを得ません。今後、個人情報の取扱いに当たっては、条例の趣旨を踏まえ、適切に対応することを求めます。

記

- 1 「10歳若返り実践モデル事業委託業務契約書」における「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先において、本事業のために用いる個人情報の作業責任者、作業場所、保管場所、保存期間等を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理がなされるよう求めること。
- 2 委託先において、収集する個人情報は、本事業を実施するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行うよう求めること。
- 3 委託先において、本事業の個人情報を取り扱う利用者は、本事業を実施するために必要最小限の人数とするよう求めること。
- 4 委託先において、収集した個人情報を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去するよう求めること。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

柳井 健一、島村 健、赤津 加奈美、近藤 亜矢子、長谷川 佳彦